

## 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域鳥獣被害防止施設整備事業)の評価報告(令和5年度報告)

## 1 被害防止計画の作成数、特徴等

本県では、令和5年度時点で県内全ての市町村(33市町村)及び1広域協議会で被害防止計画を作成している。  
鳥獣被害防止特措法が施行された平成20年度には、二ホンジカの被害が深刻であった五葉山周辺の3市町村のみ被害防止計画を作成していたが、県、市町村、農林業団体等で構成する岩手県鳥獣被害防止対策連絡会等を通じて計画の作成及び鳥獣被害対策の必要性を周知した結果、平成26年度末にはすべての市町村で計画が策定された。また、鳥獣被害対策実施隊は32市町村で設置されている。

## 2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。  
本県では鳥獣被害防止総合支援事業を平成20年度から実施。事業を活用することで、二ホンジカの有害捕獲頭数は平成25年度から令和5年度には15,934頭と大きく増加した。また、侵入防止柵の総延長距離は約1,950kmとなるなど、被害防止対策が進んでいる。さらに、農業や地域住民を対象とした研修会の開催及び集落環境診断の実践支援など、野生鳥獣を人里に寄せ付けない対策の普及により、住民が主体となって行う地域ぐるみの被害防止活動も広がってきている。これらの取組により、被害額は平成24年度の約5億円をピークに現在まで減少傾向にあるなど、事業の効果が見られるが、現在の被害額は4億円前後で推移している。

## 3 被害防止計画の目標達成状況

令和5年度の事業評価の対象となっているのは15市町村の被害防止計画であり、そのうち6町村で目標を達成することができたもの、9市町村で目標未達成となった。再評価となっている6市町村については、1市において目標を達成することができたもの、5市町では目標未達成となった。令和5年度は、全県的にツキノワグマ・イノシシによる農作物被害が大きく増加しており、目標未達成の市町村においてもこれらの被害の増加が見られた。

## 4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価	
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)						
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値				達成率
茨城県鳥獣被害防止対策協議会	茨波町	令和3～令和5年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ カラス	(1)有害捕獲 (1)わなの見回り実施 R5: 5,816km 捕獲活動投務 R5: 173人 わなの購入 R5: ドラム缶わな28基、くりわな18基 電気止め差し購入 R5: 3基 わな用カメラ導入 R5: 4台	茨波町鳥獣被害防止対策協議会	R5～			(1)有害捕獲 町内での捕獲を進め被害防止に努めたが、野生鳥獣の個体数増加が懸っており、捕獲について注力する必要がある。 (2)クマ複合対策 クマによる被害防止のため、地域における調査を進めた。今後整備に取り掛かり、地域ぐるみで対策を行う。 (3)鳥獣被害対策実施隊体制強化 捕獲頭数の増加に寄与した。 (4)捕獲サポート体制の構築 茨波町鳥獣被害対策実施隊のサポートを地域ぐるみで行い、捕獲効率の向上に寄与した。 (5)電気柵の設置 R3: 44,346m R4: 10,467m R5: 19,547m (6)緊急捕獲活動支援 R4: ニホンジカ 75頭、イノシシ 8頭、ツキノワグマ 11頭 R5: イノシシ 10頭 (7)シカ特別対策 R5: ニホンジカ 150頭	ニホンジカ	R1	R5	R5		R1	R5	R5		茨波町では、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ及びカラスを対象鳥獣とした被害防止計画を実施し、対策を進めていた。 電気柵の設置等による被害は減少したものの、未設置の圃場等に発生した出没した被害は減少した一方で、電気柵未設置の圃場への被害が拡大し、畜産化している。 ニホンジカについては、町内各所で目撃情報が発生し、群れを移動しながら水田や牧草地を荒らす被害が相次いだ。冬期から春期にかけて果樹の芽や根皮を食べられ、壊滅的な被害となっている事例も複数あり、被害の発生が拡大している。イノシシについては、全県的に生息域が拡大しており、当該地域における被害の拡大が年々懸念されている。 ハクビシンは、圃場の有効活用により一定の効果が見られるが、遊食家や農産物倉庫すまみなどなら近隣の果樹園に出没し、連日食害に遭うなどの事例も報告されており、農産物の被害など一層の効果向上を図る必要がある。 イノシシについては、生息域が広がったことにより被害が急増している。一度の被害が甚大となる傾向があり、今後被害が増加する懸念がある。出沒情報、被害の発生を把握したうえで、効果的な捕獲方法の検討と、農地の電気柵設置を行うほか、農家の被害に対する意識の醸成が必要である。 カラスは、被害が年によってばらつきがあるものの、町の有害鳥獣捕獲隊が継続して捕獲していることにより生息数は減少傾向であることから、今後も捕獲を継続することが必要である。	【未達成】 本協議会では、野生鳥獣による農作物被害の低減に向け、電気柵の設置や有害捕獲に重点的取り組みを進めてきたものの、全ての対象鳥獣に対して、被害防止計画策定の基準値を上回る結果となった。 電気柵を設置した圃場においては被害が低減した一方で、電気柵未設置圃場の被害が甚大化していることに加え、引き続き被害発生圃場への電気柵等の設置を計画的に進めるとともに、既設の侵入防止柵が十分に効果を発揮できておらず、定期的な見回りや草刈りの実施等による適度な管理を指導していく必要があると考える。 また、電気柵の設置や有害捕獲だけでなく、放任果樹の除去や鳥獣被害等の整備など、生息環境管理の取組も今後強化していく必要があると考える。 二ホンジカについては、町内各所で目撃情報が発生し、群れを移動しながら水田や牧草地を荒らす被害が相次いだ。冬期から春期にかけて果樹の芽や根皮を食べられ、壊滅的な被害となっている事例も複数あり、被害の発生が拡大している。イノシシについては、全県的に生息域が拡大しており、当該地域における被害の拡大が年々懸念されている。 ハクビシンは、圃場の有効活用により一定の効果が見られるが、遊食家や農産物倉庫すまみなどなら近隣の果樹園に出没し、連日食害に遭うなどの事例も報告されており、農産物の被害など一層の効果向上を図る必要がある。 イノシシについては、生息域が広がったことにより被害が急増している。一度の被害が甚大となる傾向があり、今後被害が増加する懸念がある。出沒情報、被害の発生を把握したうえで、効果的な捕獲方法の検討と、農地の電気柵設置を行うほか、農家の被害に対する意識の醸成が必要である。 カラスは、被害が年によってばらつきがあるものの、町の有害鳥獣捕獲隊が継続して捕獲していることにより生息数は減少傾向であることから、今後も捕獲を継続することが必要である。	
										合計	579.7	455.7	2,508.4	▲1555	12.5	9.9	12.6	▲5			
岩手県鳥獣被害防止対策協議会(再評価)	岩手町	令和2～令和5年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	(1)有害捕獲 【捕獲活動資金】 R2: 42日(実施隊員6名による活動) 【被害防除活動】 R2: 38日(実施隊員6名による活動)	岩手町鳥獣被害防止対策協議会	R5～			(1)有害捕獲 観望等の情報分析を徹底し、迅速かつ適切に対応しているものの、近年、ツキノワグマ、ニホンジカの被害が増加していることにより、有害捕獲活動への支援を通じて、有害鳥獣に対する捕獲力は強化、維持し続ける必要がある。また、有害鳥獣の生息域が町域全域に拡大し、生息域が増加していることに加え、捕獲量の増加が被害面積、被害面積の減少に繋がっていないのが現状である。 【被害防除活動】 バトロールや追払い活動による被害防除活動により、農林業被害の軽減を図った。	ニホンジカ	H30	R4	R5		R1	R4	R5		近年は伐採適期を過ぎた計量樹木の伐採に伴う採跡地の伐倒し等により、野生鳥獣の生息環境が変化している。 ニホンジカについては、町域全域に生息域が拡大していることに加え、捕獲量の増加が被害面積、被害面積の減少に繋がっていないのが現状である。 イノシシについては、生息域が広がったことにより被害が急増している。一度の被害が甚大となる傾向があり、今後被害が増加する懸念がある。出沒情報、被害の発生を把握したうえで、効果的な捕獲方法の検討と、農地の電気柵設置を行うほか、農家の被害に対する意識の醸成が必要である。 カラスは、被害が年によってばらつきがあるものの、町の有害鳥獣捕獲隊が継続して捕獲していることにより生息数は減少傾向であることから、今後も捕獲を継続することが必要である。	【未達成】 本協議会では、野生鳥獣による農作物被害の低減に向け、令和2年度に交付金を活用して捕獲活動や被害防除活動を実施している。 鳥獣及びツキノワグマの被害を減少させることに加え、全体として被害防止計画策定の基準値を上回る結果となった。 ツキノワグマについては、被害金額及び被害面積ともに目標を達成することができず、令和2年度に未達成となったため、研修会開催などにより、町民の被害意識を高めるとともに、被害防止対策の取組の定着を図るよう、引き続き指導を行っていることである。 岩手町においては、令和3年度以降、交付金を活用した取組を行っていないことから、交付金の活用により被害低減に向けた取組が強化されるよう支援を行うことである。 岩手町においては、令和3年度以降、交付金を活用した取組を行っていないことから、交付金の活用により被害低減に向けた取組が強化されるよう支援を行うことである。 岩手町では、目標未達成となったことを踏まえ、次期被害防止計画において目標の見直しを行っている。	
										合計	133.9	125.0	302.8	▲1898	1.1	1.0	3.6	▲2309			
盛岡市鳥獣被害防止対策協議会	盛岡市 八幡平市 滝沢市 紫波町 岩手町 紫波町 矢野町	令和3～令和5年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	(1)有害捕獲 (1)有害鳥獣捕獲活動に係る研修及び情報交換会の開催 R3: 令和3年11月開催 R4: 令和5年2月開催 R5: 令和5年12月開催	盛岡市鳥獣被害防止対策協議会	R3～ R5～			(1)有害捕獲 現場技術指導者の育成をするとともに、狩猟者の捕獲技術向上に努めた。 (2)有害鳥獣被害対策実施隊による緊急捕獲活動に必要な捕獲機材を整備することで、ニホンジカ、イノシシ等の捕獲頭数が増加し、捕獲効率の向上に寄与した。 (3)有害鳥獣被害対策実施隊による緊急捕獲活動に必要な捕獲機材を整備することで、ニホンジカ、イノシシ等の捕獲頭数が増加し、捕獲効率の向上に寄与した。 (4)電気柵の設置 R3: 3,090m R4: 5,750m R5: 4,232m (5)緊急捕獲活動 ニホンジカ R3: 377頭 R4: 506頭 R5: 648頭 イノシシ R3: 103頭 R4: 135頭 R5: 116頭 カラス R3: 405羽 R4: 333羽 R5: 269羽	ニホンジカ	R2	R5	R5		R2	R5	R5		8市町が連携し、被害状況や対策についての情報共有や被害防止のための研修会の開催、現場技術指導者の育成をするとともに、狩猟者の捕獲技術向上を図るなど、有害鳥獣の被害を軽減するための取組を進めている。また、有害鳥獣の生息域が町域全域に拡大し、生息域が増加していることに加え、捕獲量の増加が被害面積、被害面積の減少に繋がっていないのが現状である。 イノシシについては、生息域が広がったことにより被害が急増している。一度の被害が甚大となる傾向があり、今後被害が増加する懸念がある。出沒情報、被害の発生を把握したうえで、効果的な捕獲方法の検討と、農地の電気柵設置を行うほか、農家の被害に対する意識の醸成が必要である。 カラスは、被害が年によってばらつきがあるものの、町の有害鳥獣捕獲隊が継続して捕獲していることにより生息数は減少傾向であることから、今後も捕獲を継続することが必要である。	【未達成】 本協議会では、8市町が連携して、野生鳥獣による農作物被害対策のための情報共有や研修会を実施してきたが、クマ、イノシシによる農作物被害の増加が懸念され、計画策定の基準値・被害面積の基準値を上回る結果となった。 捕獲活動の高齢化や、捕獲の担い手不足等の問題もあることに加え、本協議会は、取組方針として捕獲の担い手確保と狩猟者の技術向上を図ることに加え、計画策定の基準値・被害面積の基準値を上回る結果となった。 ツキノワグマについては、被害金額及び被害面積ともに目標を達成することができず、令和3年度に未達成となったため、研修会開催などにより、町民の被害意識を高めるとともに、被害防止対策の取組の定着を図るよう、引き続き指導を行っていることである。 岩手町においては、令和3年度以降、交付金を活用した取組を行っていないことから、交付金の活用により被害低減に向けた取組が強化されるよう支援を行うことである。 岩手町では、目標未達成となったことを踏まえ、次期被害防止計画において目標の見直しを行っている。	
										合計	7,698.10	6,158.20	9,167.90	▲95	98.8	79.1	86.6	62			
奥州市鳥獣被害防止対策協議会	奥州市	令和3～令和5年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ カモシカ ハクビシン タヌキ アライグマ、キツネ、アサギマダラ、カワウ、カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ	(1)有害捕獲 (1)くわりの購入 R3: 79基 R4: 38基 R5: 62基 箱わなの購入 R3: 20基 (2)被害防除 研修会の開催 R3: 1回 R4: 2回 R5: 2回 (3)IoT等新技術の導入 センサーカメラの購入 R5: 2台 (4)被害防止施設 IoT等新技術の導入 IoTの監視、遠く払い等を実施するためドローンを整備した。 電気柵や柵わなの効果検証のためのセンサーカメラを整備した。 (5)緊急捕獲活動 ニホンジカ R3: 377頭 R4: 506頭 R5: 648頭 イノシシ R3: 103頭 R4: 135頭 R5: 116頭 カラス R3: 405羽 R4: 333羽 R5: 269羽	奥州市鳥獣被害防止対策協議会	R3～ R4～ R5～			(1)有害捕獲 実施隊による有害捕獲活動の強化や捕獲機材の整備により捕獲頭数は大幅に増加し、広域電気柵による防除を進めたものの、それ以上の被害面積及び被害金額の増加があり、目標を達成することが出来なかった。 (2)被害防除 地域ぐるみの被害防止対策としてモデル地区事業で実施した一連の取組の普及拡大を図るため、被害対策研修会を実施し、地域ぐるみの捕獲体制の推進に努めた。併せて、有害捕獲サポート安全調査会を開催し、実施隊の活動を支援する体制強化に努めた。 (3)IoT等新技術の導入 IoTの監視、遠く払い等を実施するためドローンを整備した。 電気柵や柵わなの効果検証のためのセンサーカメラを整備した。 (4)被害防止施設 ニホンジカ被害の多い江刺地域で電気柵を設置し、農作物の被害軽減を図ったが、地域内の生息頭数の大幅な増加により地域内の被害割合が14%の増となった。一方、地域内捕獲頭数は293頭(R2)から549頭(R5)へと87%の増となった。 (5)緊急捕獲活動 農作物へ加害する野生鳥獣の個体数を減少させることに寄与した。	ニホンジカ	R2	R5	R5		R2	R5	R5		昨年、山間部や平野部を問わずニホンジカによる水稲、大豆等の農作物の被害が増加しており、一部の圃場では壊滅的な被害が発生した。農作物を守る対策として、電気柵の設置や有害捕獲に重点的取り組みを進めてきたものの、全ての対象鳥獣に対して、被害防止計画策定の基準値を上回る結果となった。 ツキノワグマについては、被害金額及び被害面積ともに目標を達成することができず、令和3年度に未達成となったため、研修会開催などにより、町民の被害意識を高めるとともに、被害防止対策の取組の定着を図るよう、引き続き指導を行っていることである。 岩手町においては、令和3年度以降、交付金を活用した取組を行っていないことから、交付金の活用により被害低減に向けた取組が強化されるよう支援を行うことである。 岩手町では、目標未達成となったことを踏まえ、次期被害防止計画において目標の見直しを行っている。		
										合計	813.90	773.20	615.30	488	14.57	13.84	13.01	214			
金ケ崎町鳥獣被害防止対策協議会	金ケ崎町	令和3～令和5年度	鳥類 ツキノワグマ ハクビシン カワウ ニホンジカ イノシシ	(1)IoT等新技術の活用 町内に設置した風の見回り時間が軽減された。 (2)鳥獣被害防止施設補助 ツキノワグマによるペンションコーンの食害が防止された。 (3)緊急捕獲活動 有害捕獲、罠の使用により積極的な捕獲を行い、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシについては被害面積、被害額ともに目標を達成することができた。	受益農家	R4～ R5～			(1)IoT等新技術の活用 町内に設置した風の見回り時間が軽減された。 (2)鳥獣被害防止施設補助 ツキノワグマによるペンションコーンの食害が防止された。 (3)緊急捕獲活動 有害捕獲、罠の使用により積極的な捕獲を行い、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシについては被害面積、被害額ともに目標を達成することができた。	鳥類	R2	R5	R5		R2	R5	R5		【鳥類】 令和5年度は被害面積が増加した一方で、被害額が増加したが、これは稲作の局所的に不作による被害が発生したことによるものと考えられる。町内の鳥類及びツキノワグマの被害を減少させることに加え、全体として被害防止計画策定の基準値を上回る結果となった。 ツキノワグマについては、被害金額及び被害面積ともに目標を達成することができず、令和3年度に未達成となったため、研修会開催などにより、町民の被害意識を高めるとともに、被害防止対策の取組の定着を図るよう、引き続き指導を行っていることである。 岩手町においては、令和3年度以降、交付金を活用した取組を行っていないことから、交付金の活用により被害低減に向けた取組が強化されるよう支援を行うことである。 岩手町では、目標未達成となったことを踏まえ、次期被害防止計画において目標の見直しを行っている。		
										合計	1,946.1	1,631.0	1,647.3	95	31.2	26.2	7.8	464			





事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績												事業実施主体の詳細	第三者の意見	都道府県の評価
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)									
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値	達成率						
二戸市鳥獣被害防止対策協議会	二戸市	令和3～令和5年度	ツキノワグマ、カラス、スズメ、カワウ、ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニホンアイヌスズメ、ムクドリ、ドト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ハクビシ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ	(1)有害捕獲 (2)緊急捕獲 (3)侵入防止構導入補助	(1)貸し出し用わな購入(市単独予算事業) R3: 箱わな 1基 R4: 箱わな 1基 R5: 箱わな 1基 <くりわな10基 実施距離バトール活動 R4: 971時間 R5: 1,337時間 (2)緊急捕獲(市単独予算事業) シカ R3: 12頭 R4: 18頭 R5: 20頭 イノシシ R3: 4頭 R4: 5頭 R5: 14頭 (3)侵入防止構導入補助(市単独予算事業) R3: 520千円 R4: 527千円 R5: 1,207千円	二戸市鳥獣被害防止対策協議会			(1)有害捕獲 捕獲わなの拡充により、捕獲圧を高めた。 (2)緊急捕獲 シカ、イノシシの増加に伴い、捕獲数も増の傾向。今後も増加すると見込まれることから、実施距離の見直し等の負担軽減策の検討を要する。 (3)侵入防止構導入補助 捕獲後、翌年度の見直しを実施。設置後のヒアリングを行っている他、必要に応じて管理に係る指導を行っている。	ツキノワグマ	R2	R5	R5	R2	R5	R5	R5	350	○ツキノワグマ 捕獲頭数は、令和3年度7頭、令和4年度9頭、令和5年度38頭に増加。被害面積は算出したが、被害金額は累計の被害より、R2実績90千円からR5実績4232千円に4倍超の増加となった。想定以上に被害が拡大していることから、新たな対策が必要である。 ○ニホンジカ、イノシシ 年を追うごとに捕獲頭数の増加がみられるものの、個体数の増加に追いついていない状況であることから、引き続き、侵入防止対策や生息環境管理の強化が必要である。 ○鳥類 令和2年度時点では面積・金額共に小さいものだったが、令和5年度で増大した。増加幅が大きいことから、住民が鳥類による農作物被害を認識した等、意識の転換が見られるものと思料。広範囲により更に住民理解の増進を進めていく。 ○小型獣類 鳥獣被害対策実施地区に隣接一般農業者への小型獣類の貸出件数は令和3年度7件、令和4年度12件、令和5年度14件(令和5年度12月時点)と貸出数が増加している。また、貸出の際の聞き取りや現地確認では、何かしらの防護策を講じていることから対策がある程度進んでいるもの、引き続き広報等で被害対策への周知を進めていく。	野鳥鳥獣は年々増加しており、引き続き、対応が必要である。 本協議会では野鳥鳥獣による農作物被害を低減させるために有害捕獲や市単独事業による電気柵の設置等を実施した。 ツキノワグマ及びカラス等の鳥類で被害金額が計画策定時の基準値を上回り目標未達成となったものの、ノウサギ等の小型獣類やニホンジカ・イノシシの農作物被害金額・面積が大きく減少し目標を達成したことから、全体として概ね目標を達成した。 ニホンジカ・イノシシについては、農作物被害の低減が認められるものの、今後、個体数の増加や生息域の拡大に伴い、当該地域においても被害の拡大が予想されることから、引き続き侵入防止の設置や、放逐駆除の除去や鳥獣被害等の整備などの生息環境管理の取組を進めていく必要がある。 ツアについては、令和5年度に特に果樹を中心に農作物被害が増加したことから、果樹園等への電気柵導入を進める必要がある。 また、被害防止計画のチェックリストにおいて、効果的な捕獲活動に関する取組が不十分であると考えられることから、今後のニホンジカ・イノシシによる被害の拡大に備え、捕獲従事者を対象とした研修会の開催やICT機器の導入により、捕獲の効率化を進める必要がある。 野鳥では、野鳥鳥獣による農作物被害の低減に向け、効果的な被害防止技術の実証や県内外の優良事例の情報提供等により、被害防止計画に基づく本協議会の取組を引き続き支援していく。	都道府県の評価			
										合計	1,035.0	811.0	1,166.8	▲59	12.6	10.0	3.3	355						
一戸市鳥獣被害防止対策協議会(再評価)	一戸市	令和2～令和5年度	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ、ハクビシ、ニホンジカ、イノシシ	(1)有害捕獲 (2)被害防除 (3)鳥獣被害防止施設	(1)罠設置・撤去、見回り、止めどし R2: 904時間 R3: 751時間 R4: 900時間 R5: 778時間 (2)捕獲わな購入(市単独予算事業) R5: 箱わな 3基 <くりわな 20基 鳥獣被害防止対策地区懇話会(町単独予算事業) R5: 1地区 (3)電気柵(町単独補助) R2: 700m R3: 1,920m R4: 38,500m R5: 5,207m	一戸市鳥獣被害対策協議会	R6.3.5～(箱わな) R5.7.5～(くりわな)	農家個人	(1)有害捕獲 個体数を減少させることで、被害額の低減にわずかながら寄与した。 (2)被害防除 地域住民の被害防止に対する機運醸成を行うことができ、被害の低減にわずかながら寄与した。 (3)鳥獣被害防止施設 設置距離の被害が減少及びなくなったほか、箱罠・くりわなの併用により、積極的な捕獲を行うことができ、わずかながら被害額が低減した。	ツキノワグマ	R1	R4	R5	R1	R4	R5	▲90	有害鳥獣の個体数増加が顕著である。クマ及びシカについては実施距離の活動及び農家等への電気柵等の購入補助により、鳥類については猟友会の活動により被害を低減することができた。イノシシ及びハクビシについては対策を上回る個体数の増加により被害が拡大したと思われる。 電気柵等の購入補助の申請件数増加や地域懇話会開催の要請など、住民の防除対策意識は高まっている。	近年に引き続き個体数の急増が見られる。特にイノシシについて被害報告が増え、これまで確認されなかった地域にも被害が広がっている。 自治体は被害防止対策実施距離の設置や電気柵貸出金等の有害鳥獣の駆除活動を積極的に行っているが、活動を先行し農家は高齢化や担い手不足を恒常的に抱えており、個体数の急増に対応できていないのが現状である。 これらの問題に自治体と協力して解決していく必要があるが、早期の解決は困難であるため、併せて地域住民が自身の生命、財産を守るよう防除意識を高めていく必要がある。当該主体はそれのための様々な支援を待っている。 (鳥獣保護課 栗田 直七郎)	【未達成】 本協議会では野鳥鳥獣による農作物被害を低減させるために有害捕獲や町単独事業による電気柵の設置等を実施した。 ニホンジカの被害金額が前年度よりも大きく減少したものの、それ以上にイノシシの被害金額が大きく増加したため、合計で目標未達成となった。 イノシシについては、全体的に生息域が拡大しており、当該地域においても被害の拡大が予想されることから、研修会等を通じて、農業者等の意識啓発を進める必要がある。 捕獲従事者の高齢化や、捕獲の担い手不足等の問題もあり個体数の増加に対応できていないことから、研修会を通じて、放逐駆除の除去や鳥獣被害等の整備などの生息環境管理に地域全体で取り組むよう誘導していく必要がある。特に、農作物疎伐や放逐駆除については、被害防止計画のチェックリストにおいて不十分としていることから、農業者等に対し具体的な対応方法を指導していく必要がある。 また、被害防止計画のチェックリストにおいては、生息域の把握についても不十分としていることから、有害捕獲実績や出状況の整理など、省力的な方法で生息域の把握に努め、被害対策を進めていく必要がある。 なお、目標未達成となったことから、一戸市では、新計画における目標値を見直している。	都道府県の評価			
										合計	167.7	81.3	210.5	▲50	1.3	0.6	2.8	▲259						
岩手県		令和5年度		1 都道府県活動支援事業 1 実施体制の整備 (1)実施体制の整備 鳥獣被害対策協議会の開催 2回(R5.6、R5.6) 広域捕獲協議会の開催 3回(R5.9、R5.12) (2)広域捕獲活動(有害捕獲) 広域捕獲協議会の開催 県内2箇所(R5.9、R5.10) 農業者向け現地研修会の開催 シカ・イノシシの生態等に関する研修会 県内4カ所(R5.7～R6.2) 侵入防止施設設置に係る現地検討会の開催 県内6カ所(R5.7～R6.2) (3)新技術実証・普及活動 侵入防止補助効果実証施設の設置 県内2箇所(R5.8～R6.2) (4)人材育成活動 地域捕獲者育成研修会の開催 県内4カ所(R5.6～R6.2) 農業改良普及センター担当者等の研修受講 2回 (5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ジビエ利用の先進事例調査 北海道、青森県、東京都、千葉県、鳥取県 2 都道府県広域捕獲活動支援事業 ニホンジカの生息・行動調査業務委託 ニホンジカ、イノシシの広域捕獲 ニホンジカ 414頭 イノシシ27頭(合計441頭)				1 都道府県活動支援事業 (1)実施体制の整備 市町村、関係機関を連携した対策会議を開催し、野鳥鳥獣による被害の状況や被害防止対策の進捗等について情報共有し、令和5年度の被害防止対策の取組について役割分担等を確認することができた。 また、広域捕獲協議会において、各地域ごとの課題について情報交換し、各地域における重点取組事項等を確認することができた。 (2)広域捕獲活動(有害捕獲) イノシシ捕獲技術研修会を開催し、捕獲従事者の技術向上を支援した。また、農業者向け現地研修会を開催し、シカ・イノシシの生態を踏まえた生息環境管理や効果的な電気柵設置のポイント等について周知し、被害対策の意識啓発が図られた。 (3)新技術実証・普及活動 県内2箇所において、ワイヤメッシュを利用した新たな侵入防止柵の実証取組を設け、シカの侵入防止効果を確認した。 (4)人材育成活動 市町村職員を対象とした研修会の開催等により、各地域において被害防止対策を指導する人材育成を行った。 (5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ジビエのブランド確立やジビエ施設の効率的な運営の参考とするため、県内のジビエ事業者等とともに先進地域の取組を調査し、今後の事業計画の参考とした。 2 都道府県広域捕獲活動支援事業 昨年年度に引き続き、ニホンジカのGPS調査やライトセンサー調査等を行い、次年度の広域捕獲計画の実施に向けた基礎データを取得し、今後の事業計画の参考とした。 また、県内2地域で広域捕獲を実施し、ニホンジカ414頭、イノシシ27頭を捕獲した。										令和5年度はニホンジカ4個体にGPS機器を装着し、令和4年度の3個体と合わせ、計7個体の行動を追跡調査したほか、ライトセンサー調査やドローン調査等も実施し、令和5年度の広域捕獲の実施計画を達成した。 調査結果は、調査実施した市町村(遠野市、釜石市、大船渡市及び住田町)の担当職員や被害防止対策実施担当者等と情報共有し、令和5年度に遠野市が実施する調査等での誘引捕獲において活用されるなど、調査実施地域における捕獲の効率化に活用された。 令和5年度のGPS調査は年度後半の開始となったことから、令和6年度も継続して7個体の行動を追跡調査し、シカの生息分布マップ等の作成につなげたい。 広域捕獲活動については、令和5年10月に久慈地域(4市町村)で、令和6年2月に遠野市で実施し、ニホンジカ414頭、イノシシ27頭を捕獲した。当初想定していた市町村において、広域捕獲の実施を見送ったことから、今後の調整に時間を要して、捕獲頭数は当初の計画頭数よりも少なかったことから、広域捕獲の実施を要して、捕獲頭数を当初の計画頭数よりも少なくした。また、調査実施地域における捕獲の効率化に活用された。 GPS首輪によるテレメトリー調査はNo.4-1に関して調査期間が短く報告書の掲載以上の状況は不明である。また昨年年度からの継続の個体からこの地域では被害発生が確認されなかった。また、調査結果を見るに、オスには安定性が高いメス個体にGPS首輪を装着して冬季の長距離移動・越冬地の探索を行った方が多いのでは？ 岩手県でのテレメトリー調査の結果は初めて見たので興味深かった。しかし捕獲して想定されたことではあるが、ドローンによる航空機センサーでの山中でのシカの出没確認までは分らない。そのためこのドローン調査で調査範囲は狭く、また越冬地の探索・確認がある(費用対効果は低い)。例えば捕獲移動前に事前にどの場所がシカが何回に潜んでいるかを調べておくのは良いと思う。 人工越冬地への誘導可能性調査については何度か読み直したが、調査を行う目的や季節が良く分からなかった。そもそも調査の効率は今の密度が高く、冬季は牧草を食べていく。調査時や日中は寒く見えても夜間は放牧で牧草に依存している可能性は高いこれまでの経験上、従って調査目的の人工越冬地の創出というよりは餌付けする場所の提供というイメージである。それであれば捕獲方法は大型個体やシャープシューティングを目標とした方がよいと感じた。 前回は記載したと思うが、この業務自体の目的が行動範囲や季節移動の把握とつながり、どの事業も調査期間や対象鳥獣が限られていて、結果を導き出すのが難しい。また目的が漠然としているので、何故これらに調査を包括的に出すのかよく分からなかった。予算が限られているのであれ行動範囲のどの部分を知りたいのか例えば子孫の分散時期や地域や季節による行動範囲の違い等を明確にして改めて実施した方がよい。季節移動を進めるのであればGPS首輪によるテレメトリー調査を継続して複数取組の方がよい。 広域捕獲活動については、取組初年度であり、調整に時間を要したとのことなので、令和6年度の取組の拡大を期待したい。 (岩手大学農学部 准教授 山内貴義)						

- 注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。  
2: 都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。  
3: 事業効果は記載例を参考とし、取組等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。  
4: 1事業実施主体の詳細欄には、その効果に対する考察や経営状況詳細も記載すること。  
5: 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

#### 5 都道府県による総合的評価

令和5年度の事業評価の対象となっているのは9市町の被害防止計画であり、そのうち5市町で目標を達成することができたが、4市町で目標未達成となった。また、再評価となっている6市町村のうち、目標を達成することができたのは1市のみであり、3市町村では目標未達成となった。目標未達成の市町村は、ニホンジカ、イノシシによる被害の増加傾向にある。県内では、近年、イノシシの生息域が拡大しており、被害額も増加傾向にある。このため、イノシシによる農作物被害が確認された地域においては、イノシシの生態や捕獲技術に関する研修の開催や、イノシシに対応した電気柵の設置などの対策を計画的に進めていく必要がある。また、ニホンジカについても、これまで農作物被害の少なかった東北地域での被害が報告されていることから、東北地域における被害防止のための体制づくりを進める必要がある。今後も被害の更なる低減に向けて、捕獲対策、被害防止対策、地域ぐるみでの被害防止活動を総合的に実施し、市町村や関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策の充実・強化に取り組んでいく。